

別記団体の長 殿

広島労働局労働基準部長

死亡災害の防止について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、広島県内における令和 4 年の労働災害による死亡者数は、5 月 25 日現在で 10 人となり、過去 2 年間のそれぞれの年間総死亡者数（令和 2 年 14 人、令和 3 年 11 人）に迫る状況にあり、今後、新型コロナウイルス禍からの社会経済活動の回復の動きからも、更なる労働災害の増加が危惧されるところです。

つきましては、死亡災害の発生防止のため、下記についてご配慮いただきますとともに、別添のリーフレットを作成しましたので、会報、ホームページ、会合等関係事業者が参集する機会等において、傘下の会員事業場に対し、ご周知をお願いいたします。

なお、リーフレットにつきましては、広島労働局ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

記

1 移動式クレーンによる労働災害防止対策の徹底

広島県内における平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の移動式クレーンを起因物とする死傷災害は 114 件発生しており、このうち 6 人が亡くなっている。令和 4 年についてみると、移動式クレーンを起因物とする死亡災害は、5 月 25 日時点で 4 人となっている。

移動式クレーンを起因物とする死傷災害 114 件を事故の型別にみると、「墜落・転落」が 35 件（30.7%）、「激突され」が 25 件（21.9%）、「挟まれ・巻き込まれ」が 21 件（18.4%）であり、これら 3 つの型で全体の 7 割を占めていることから、次の（１）～（３）の点に留意したうえで移動式クレーンによる労働災害防止対策の徹底を図ること。

- （１）移動式クレーン（クレーン機能付きドラグ・ショベルを含む。以下同じ。）を用いて作業を行うときは、あらかじめ、クレーン等安全規則第 66 条の 2 に基づき、当該作業場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷

の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して作業計画を定め、当該作業計画による作業を徹底すること。

- (2) 移動式クレーンと作業者の接触防止のため、クレーン旋回範囲内に作業者が立ち入らないよう立ち入り禁止措置を徹底すること。
- (3) 移動式クレーン運転業務については、移動式クレーン運転士免許取得者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、移動式クレーン運転業務特別教育修了者のうちから、移動式クレーンの能力に応じた必要な資格等を確認し、その者に移動式クレーンの運転業務を行わせること。

2 高所からの墜落・転落災害防止対策の徹底

広島県内における平成24年から令和3年までの10年間の総死亡者数は242人であり、このうち、事故の型別では「墜落・転落」による死亡者が54人(22.3%)と最多である。令和4年に入り、高所からの墜落・転落災害により、すでに3人(30.0%)が亡くなっている。

また、死亡者数が多い業種についてみると、建設業(44.4%)、製造業(27.8%)で全体の7割以上を占めている。

以上より、次の(1)～(3)の点に留意したうえで、墜落・転落による労働災害防止対策の徹底を図ること。

- (1) 開口部を含む高所作業時において、手すりを設置する等の墜落防止措置を徹底すること。手すりの設置等が困難な場合の要求性能墜落制止用器具の使用については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講じること。
- (2) はしごや脚立上での作業は、足元が不安定になりやすいため、可能な限り作業床面の広いローリングタワーや作業台等を使用すること。やむを得ず移動はしごや脚立を使用して作業を行わせる場合は、作業位置の高さを考慮した移動はしごや脚立を選定するとともに、保護帽の着用を徹底させること。
- (3) 屋根の点検、修理等を行わせるときは、作業床の端や開口部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じるとともに、スレート等の材料で葺かれた屋根上で作業を行わせるときは、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じること。

3 車両系荷役運搬機械等の逸走による災害防止対策の徹底

本年に入り、トラックの逸走による死亡災害がすでに2件発生していることから、次の(1)～(2)の点に留意したうえで、トラック等の車両系荷役運搬機械等の逸走防止対策の徹底を図ること。

- (1) トラックを含む車両系荷役運搬機械等について、運転手が運転位置から離れるときは、必ず原動機を止め、駐車ブレーキを確実にかけるよう習慣化させること。
- (2) 傾斜のある場所への駐車は行わないようにし、やむを得ず駐車する場合にあっては、車輪止めを設置する等逸走防止措置を徹底すること。

4 その他の取組

令和4年に発生している死亡災害のほか、死亡や休業災害に至ってはいるが、移動式クレーンの転倒等、死亡災害につながるおそれのある災害や事故が複数報告されている。

これらの多くは、本来行うべき基本的なルールが守られなかったことにより発生していることから、次の(1)～(2)の点に留意したうえで、総合的な労働災害防止対策の徹底を図ること。

- (1) 各事業場で定める労働災害防止のための基本ルールについて周知徹底を図ること。
- (2) 労働災害防止のための基本ルールを遵守・実行するための時間や人員を確保できるよう業務体制の見直しを行うこと。